一般社団法人日本高等教育学会入退会規程

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という。）第６条、第８条及び第10条の規定に基づき、会員の入会及び退会等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（正会員の入会審査手順）

第２条 一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の正会員になろうとする者は、本会正会員の推薦を得たことを証する所定の入会申込書を本会に提出し、 かつ当該事業年度の会費を納めなければならない。

２ 正会員のうち、一般社団法人日本高等教育学会会則（以下、「会則」という。）第５条第３項に定める学生会員又は同条第４項に定める留学生会員となろうとする者は、入会申込書とともに学生証の写しを提出するものとする。

３ 理事会は、正会員として入会申込手続を完了した者について、一般社団法人日本高等教育学会入会の基準に関する規程（以下、「入会の基準に関する規程」）に基づき、入会の可否を審議する。また、学生会員及び留学生会員となろうとする者については、その可否を併せて審議する。

４ 会長は、理事会の審議の結果を当該申込者に通知する。

５ 理事会により入会が認められた者は、第１項の手続を完了した日に会員となったものとする。

６ 前項の規定にかかわらず、２月１日から同事業年度末日までの間に会員となった者については、同事業年度の会費を免除し、入会申込時に納めた会費は翌事業年度の会費にあてる。

（法人会員の入会審査手順）

第３条 本会の法人会員となろうとする団体は、本会会員の推薦を得たことを証する所定の入会申込書を本会に提出し、 かつ当該事業年度の会費を納めなければならない。

２ 法人会員になろうとする団体は、前項の申込書とともに、本会が定める調書書式に必要事項を記入して提出しなければならない。

３ 理事会は、法人会員として入会申込手続を完了した団体について、入会の基準に関する規程に基づき、入会の可否を審議する。

４ 会長は、理事会の審議の結果を当該申込団体に通知する。

５ 理事会により入会が認められた団体は、第１項の手続を完了した日に会員となったものとする。

６ 前項の規定にかかわらず、２月１日から同事業年度末日までの間に会員となった団体に

ついては、同事業年度の会費を免除し、入会申込時に納めた会費は翌事業年度の会費にあてる。

（仮会員）

第 4 条 会則第 4 条第 3 項に定める仮会員は、本会の会員とみなし、会員と同等の権利を認める。ただし、代議員選挙に関する権利についてはこの限りではない。

2　仮会員に対して、理事会が本会への入会を認めなかった場合は、前項の資格は入会申込時に遡って無効とする。

3　前項に該当する入会申込者に対しては、既に納付のあった会費は返金する。

（正会員の区分変更）

第 5 条 学生会員又は留学生会員が、学生の身分を喪失した場合、遅滞なく本会に届け出なければならない。

2 前項の変更により、すでに納付した当該年度の会費に不足が生じた場合は、不足分を遅滞なく納付しなければならない。

（退会手続）

第 6 条 本会を退会しようとする会員は、その旨を所定の退会申込書をもって、届け出なければならない。

2 前項の書面を提出した会員は、未納付の会費がある場合には、当該事業年度までの会費を納付しなければならない。

3 理事会は、前 2 項の手続を完了した者について退会の可否を審議する。

4 会長は、理事会の審議の結果を当該退会申込者に通知する。

5 理事会の審議の結果、退会が認められた者については、退会届が本会に到達した日に会員の資格を失ったものとする。

6 事業年度末日の退会を希望する者は、前項の定めにかかわらず、その旨を第 1 項の書面において届け出ることで、会員資格を失う日を同事業年度末日とすることができる。

（会費滞納による退会処分）

第 7 条　定款第 10 条第 1 号の規定により、2 事業年度にわたり会費を滞納した者は、会員の資格を喪失する。

2 前項の対象となった者は、理事会の審議を経た上で、前事業年度末日に退会したものとする。

3 前項の決定により本会を退会処分となった者が再び本会の会員となろうとするときは、第 2 条第 1 項もしくは第 3 条第 1 項の手続に加え、未納付分の会費を納めなければならない。

（逝去等退会・解散退会）

第 8 条 正会員について、定款第 10 条第 2 号の規定に該当する届出があった場合には、理事会での確認を経た上で、当該事実が生じた日をもって該当会員を逝去等退会とする。

2 法人会員において定款第 10 条第 3 号の規定に該当する届出があった場合は、前項と同様の手続きを経た上で、当該事実が生じた日をもって該当会員を解散退会とする。

（過年度会費の取扱い）

第 9 条 過年度分の会費を納付していない者が納付した会費は、過去の事業年度のものから順に充当する。

（規程の改廃）

第 10 条 この規程の改廃は，理事会において行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、任意団体としての日本高等教育学会の会員であった者は本会の正会員とする。また、そのうち学生会員及び留学生会員の資格を満たす者は、同条第 2 項の手続を援用することで、学生会員及び留学生会員となることができる。

3 第 7 条の規定は、任意団体としての日本高等教育学会の会員での期間を含めるものとする。